

# 飼養衛生管理者研修会 (牛)

令和8年2月27日改訂

# 飼養衛生管理基準（牛）

- ・家畜伝染病予防法第12条の3に規定
- ・家畜の所有者が守るべき家畜の衛生管理の方法・基準
- ・牛は4体系に分類 全33項目

## I 家畜防疫に関する基本的事項

①～⑭項目

## II 衛生管理区域への病原体侵入防止

⑮～㉑項目

## III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

㉒～㉘項目

## IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

㉙～㉛項目

## ① 家畜所有者の責務

- 飼養家畜の家畜伝染病予防、まん延防止に努める責任がある
- 関連法令を遵守し、衛生的な管理を行わなければならない
- **飼養衛生管理者**を選任する（所有者自身でも可）
- 管理者は、現場の衛生状況を確認し、従業員を指導
- 複数の管理区域がある場合、管理区域ごとに管理者を設置する

## ② 家畜防疫の最新情報の把握、衛生管理の実践



彩の国  
埼玉県

家畜衛生だより



埼玉県のマスコット コロリン

令和5年5月発行 No. 5-2

埼玉県中央家畜保健衛生所

電話：048-663-3071

緊急：090-2757-1650

Fax：048-666-8731

E-Mail：n833071@pref.saitama.lg.jp

**韓国で4年ぶりに口蹄疫が発生しました！**  
(5月10日2農場、5月11日1農場 計3農場)

発生概要 (R5年5月11日現在)

1 例目 5月10日(水)

- ・所在地:韓国 忠清北道清洲市
- ・概要:肉牛(韓牛)を飼養する2農場(約360頭)

2 例目 5月11日(木)

- ・所在地:韓国 忠清北道清洲市(1例目から約1.9km離れた農場)
- ・概要:肉牛(韓牛)を飼養する1農場

我が国と地理的に近く、人の交流も多い韓国において、2019年以来4年ぶりに口蹄疫が発生しました。家畜の飼養者の皆様におかれましては、引き続き飼養衛生管理基準を順守していただくようお願いいたします。

特に、別紙リーフレットを参考にいただき、

- ① 口蹄疫発生地域への渡航の自粛
- ② 衛生管理区域内及び畜舎内への病原体の持ち込み防止対策
- ③ 毎日の健康観察・異状の早期発見及び早期通報

の徹底をお願いいたします。

**別紙リーフレットをご覧ください！**

万が一家畜に異状がみられたら、速やかに  
家畜保健衛生所までご連絡ください！

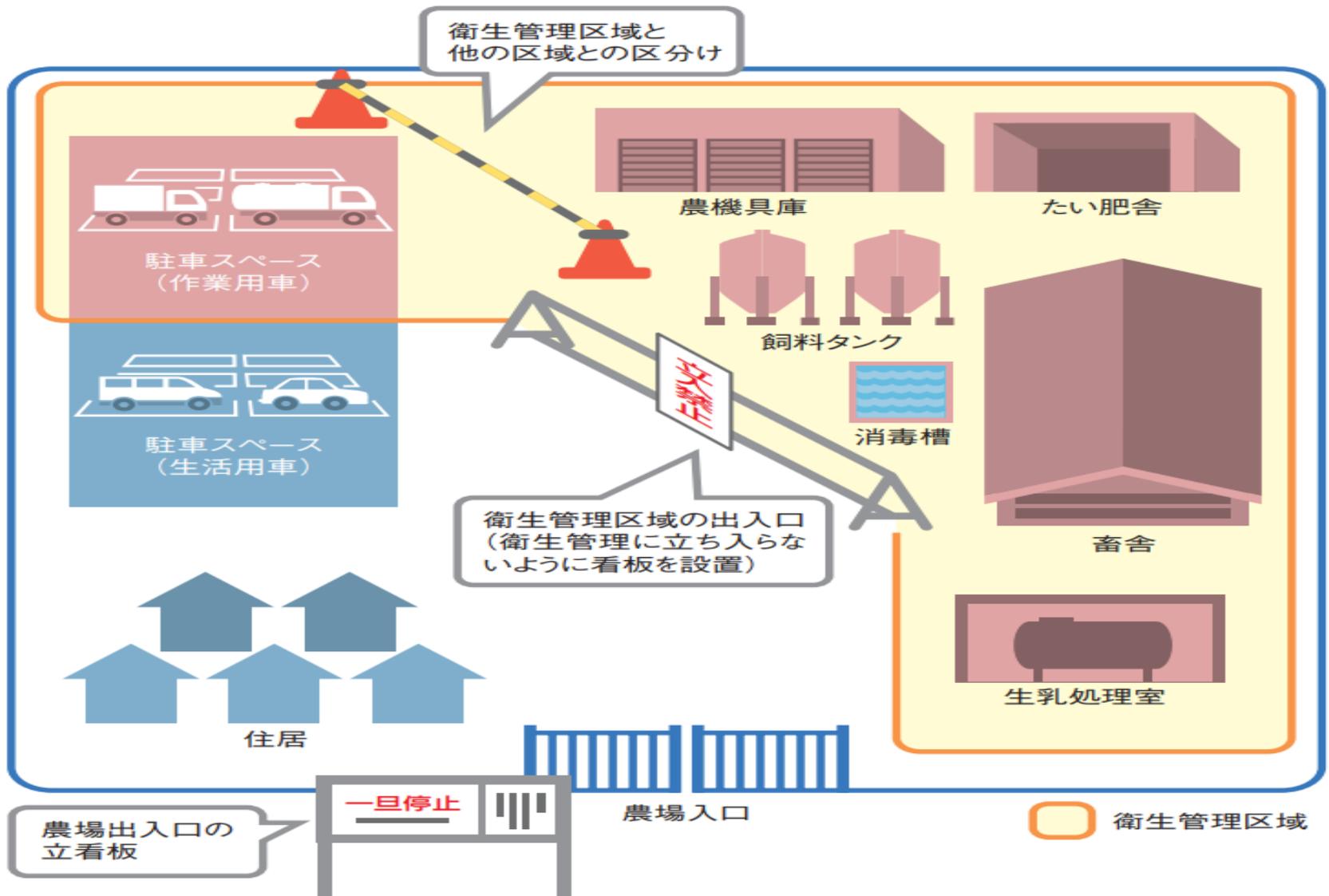


埼玉県中央家畜保健衛生所 (さいたま市北区別所町107-1)

TEL: 048-663-3071 (24時間、土日祝日も受付)

- ・ 家畜防疫に関する最新の情報を把握する  
関係機関からの情報提供（衛生だよりなど）、講習会、ウェブサイト
- ・ 家畜防疫に関する最新の情報を踏まえ、農場の衛生管理を見直し、改善する
- ・ 車両、手指などを消毒する場所を記した平面図を備えておく

# 衛生管理区域設定のイメージ



### ③ 飼養衛生管理マニュアルの整備

- ・ 農場のマニュアルを獣医師等の意見を反映させて作成し、従業員に配布・周知する
- ・ 外部からの立入者もマニュアルに従えるよう看板や張り紙を掲示、またはマニュアルを配布する

令和〇年〇月〇日	
<b>〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル</b>	
本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。	
<b>1. 農場外での対策</b>	
○農場外の家畜等の取扱禁止	P1
○海外からの肉製品の持込み禁止	P2
○海外渡航時及び帰国後の対策	P3
○農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	P4
○愛玩動物の飼育禁止	P5
<b>2. 衛生管理区域に入る際の対策</b>	
○入場時の動作フロー	P6
○車両入場時の動作フロー	P7
<b>3. 衛生管理区域の管理及び対策</b>	
○衛生管理区域内の整理・整頓	P8
○飼料対策(野生動物の誘引防止対策)	P9
○飲水対策(「飲用に適した水」の確保)	P10
○野生動物の侵入防止対策	P11
○死亡豚等への野生動物の接触防止対策	P12
○ねずみ対策	P13
<b>4. 衛生管理区域から出る際の対策</b>	
○出荷デポにおける交差汚染防止対策	P14
○退場時の動作フロー	P15
○車両退場時の動作フロー	P16
(別添) 作業手順(SOP)及び緊急連絡先	
〇〇農場 飼養衛生管理者 〇〇 〇〇	

#### 入場時の動作フロー

- ① 衛生管理区域に立ち入る者は、【記載】事務所入り口 等で手指の洗浄・消毒を行う。
- ② 【記載】事務所入り口 等に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。  
なお、農場従事者は農場従事者用の台帳に記帳すること。
- ③ 更衣室にて、専用衣服・靴・手袋を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。





業者ごとに設置された台帳

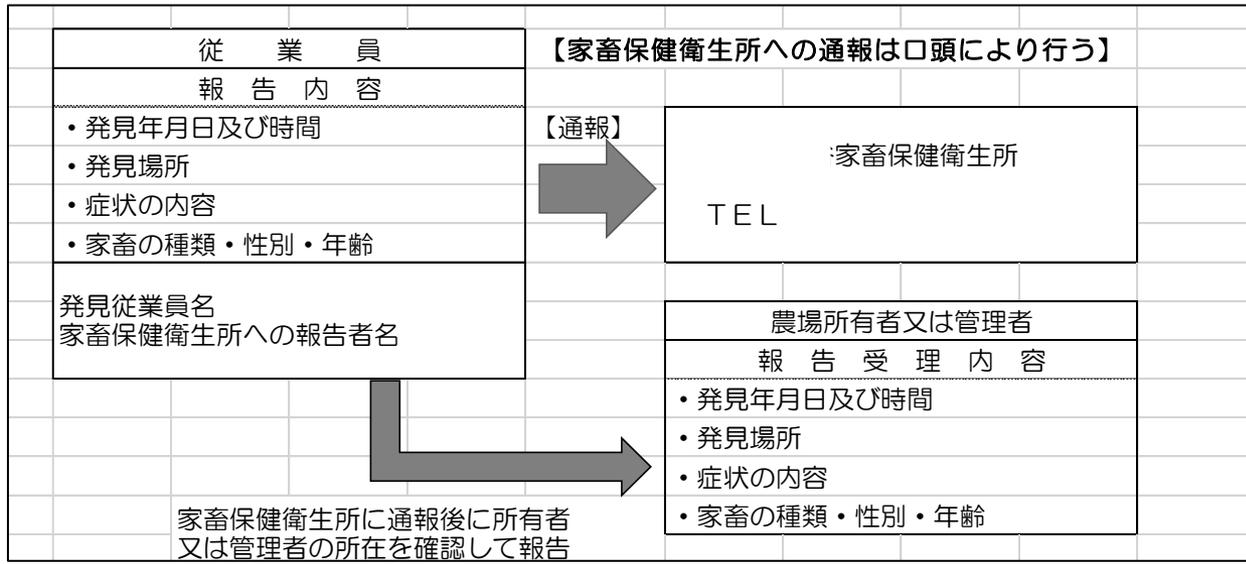



【飼料運搬(乗車用)】令和〇年 〇〇農場 入退場記録簿						
日付	入場時刻	退場時刻	氏名	所属	乗車目的(乗車時間)	乗車記録(乗車時間)
1/1	10:00	11:00	山田 太郎	農場	飼料運搬	10:00-11:00
1/1	12:00	13:00	田中 花子	農場	飼料運搬	12:00-13:00
1/1	14:00	15:00	佐藤 一郎	農場	飼料運搬	14:00-15:00
1/1	16:00	17:00	鈴木 健二	農場	飼料運搬	16:00-17:00
1/1	18:00	19:00	高橋 美咲	農場	飼料運搬	18:00-19:00
1/1	20:00	21:00	渡辺 誠一	農場	飼料運搬	20:00-21:00
1/1	22:00	23:00	伊藤 真由	農場	飼料運搬	22:00-23:00
1/1	00:00	01:00	山本 隆夫	農場	飼料運搬	00:00-01:00
1/1	02:00	03:00	中村 由美	農場	飼料運搬	02:00-03:00
1/1	04:00	05:00	小林 大輔	農場	飼料運搬	04:00-05:00
1/1	06:00	07:00	藤田 千恵	農場	飼料運搬	06:00-07:00
1/1	08:00	09:00	松本 浩二	農場	飼料運搬	08:00-09:00



## ⑤ \*大規模所有者が講ずる処置

- ・ 特定症状を発見した時は、直ちに家保へ通報するよう規定を作成し、従業員に周知
- ・ 原則、畜舎毎に衛生管理者を配置
- ☞ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合は、成牛（満24ヶ月齢以上）は合計**200頭**  
育成牛においては**3000頭**をこえないこと



\* 大規模所有者：  
牛（4か月齢以上）  
200頭以上飼育  
（交雑種等一部の牛は3000頭以上）

通報ルール例

⑥ 獣医師等の健康管理指導

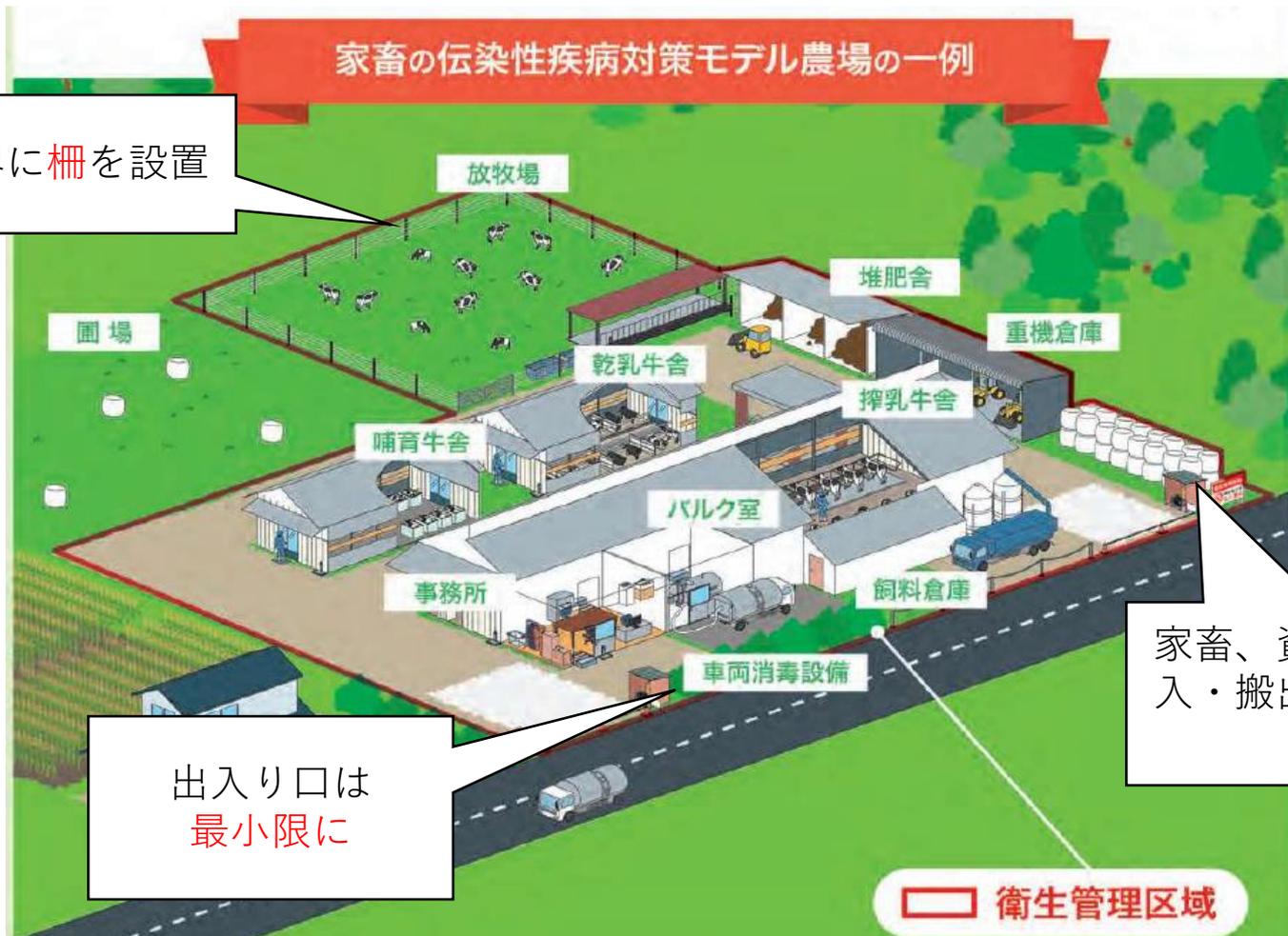
農場ごとに、**担当の獣医師または診療施設**を定めて、定期的に飼養家畜の健康管理について指導を受ける

※民間獣医師の確保が困難な地域については、  
家保の獣医師を担当獣医師とすることも可能

## ⑧ 衛生管理区域の設定

衛生管理区域

- ・家畜の飼養に関する施設：畜舎、放牧地、飼料倉庫、堆肥舎など
- ・家畜に触れた者が消毒や衣類及び靴を交換せずに行動する範囲を網羅すること



## ⑨分割管理を導入する際の措置

- 口蹄疫等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（「分割管理」）することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

# 放牧場での遵守事項

I 家畜防疫に関する基本的事項

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

III 衛生管理区内における病原体による  
汚染拡散防止

## ⑩ 放牧制限の準備

地域内での家畜伝染病発生による放牧の制限に備え、

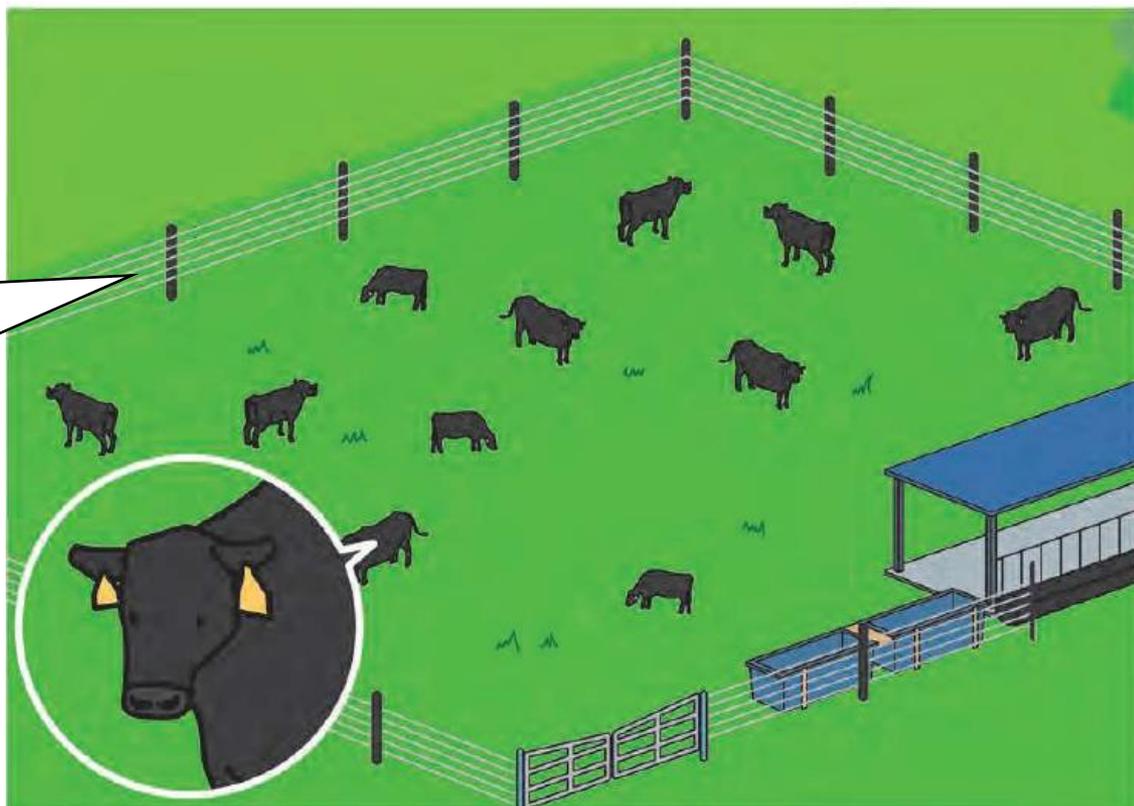
放牧家畜を収容できる**避難用設備**を確保する

または、と畜場への出荷や他農場への移動の算段をつける

○避難用設備

※必ずしも天井面や側面は  
必要ない

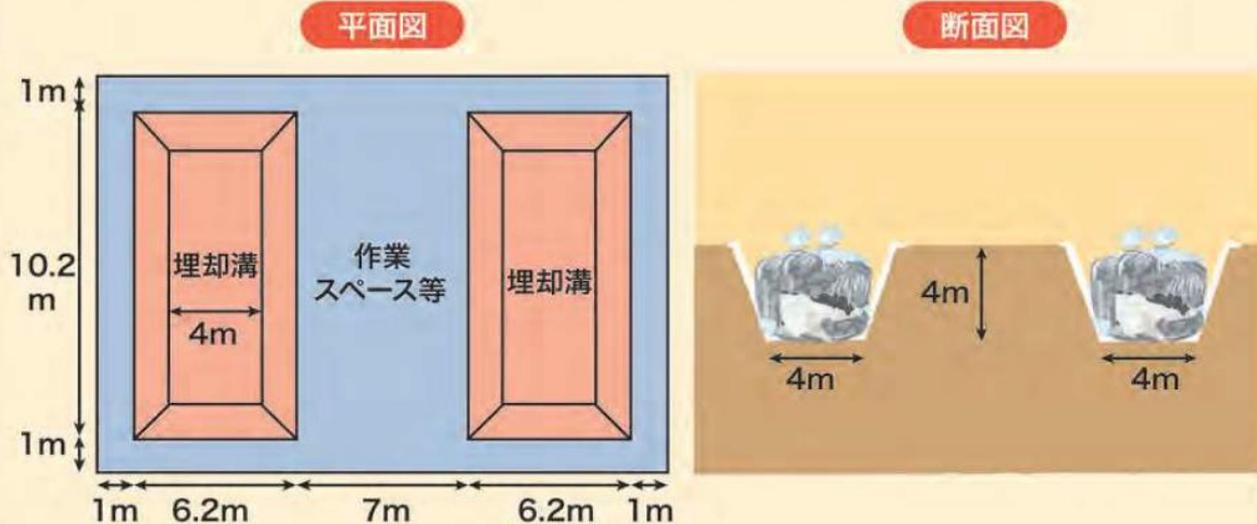
放牧場の一部を柵で囲み  
一定の区画に収容する



## ⑪ 埋却等の準備

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合、患畜及び疑似患畜は殺処分の対象となる
- ・ 病原体の拡散防止のため、家畜所有者は死体を埋却するための土地を確保すること
- ・ 埋却地の確保が困難な場合は、化製処理施設又は焼却施設若しくは機械の利用に係る措置について、都道府県知事が求める取組を講じること

### 牛の埋却に必要な標準的な面積例



※必要な面積として  
成牛1頭あたり、  
**5.4m<sup>2</sup>/頭**の面積が必要

## ⑫ 愛玩動物の飼育禁止

衛生管理区域内での犬や猫等の愛玩動物の飼育は禁止

－ 愛玩動物が豚との共通感染症に感染することによる  
感染拡大リスク

－ 畜舎内外や衛生管理区域内外へ出入りすることによる病原体  
拡散リスク

→ ㊦ 衛生管理区域外で餌を給餌する

㊧ 管理区域の見直し

\* 牧羊犬等の使役犬は飼育場所を限定するなどの対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育できる

### ⑬ 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しない

#### ・飼養密度の目安

体重 (kg)	横臥時の必要最小面積 (m <sup>2</sup> /頭)
100	1.03
300	2.15
500	3.02

\* 1頭あたりの横臥時の必要最小面積 (m<sup>2</sup>) = 0.047 × 体重 (kg)

## ⑭飼養する家畜の健康観察

- 健康な家畜を導入すること
- 導入した家畜に異状がないことが確認されるまで、当該家畜を隔離すること
- 毎日、家畜の健康観察を行うこと
- 出荷等で移動させる場合は、体表の汚れを除去するとともに、移動直前の健康状態を確認すること

⑮ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

- ・ 出入口の数を最小限にする
- ・ 出入口付近に立ち入り禁止看板などを設置



⑯ 他農場などに立ち入った者が入場する時の措置

- ・ 同日に他農場や大臣指定地域に立ち入った人
- ・ 過去1週間以内に海外から入国した人

入場禁止

ただし、家畜防疫員、管理獣医師、飼料運搬業者などがやむを得ず立入る場合は、入浴や着替えなどの必要な措置を講じれば立ち入り可能

①⑦ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

- ・ 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置して、管理区域に立入る者に消毒をさせること
- ・ 専用の手袋を着用させることでも可能

①⑧ 衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置

- ・ 衛生管理区域専用の衣類と靴の着用
- ・ 着脱前後で物品が交差しないよう動線を区別する



①9 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒など

- ・ 入口付近に消毒設備を設置し、**車両を消毒**  
→ **動力（蓄圧式）噴霧器、消毒ゲート、消石灰帯**

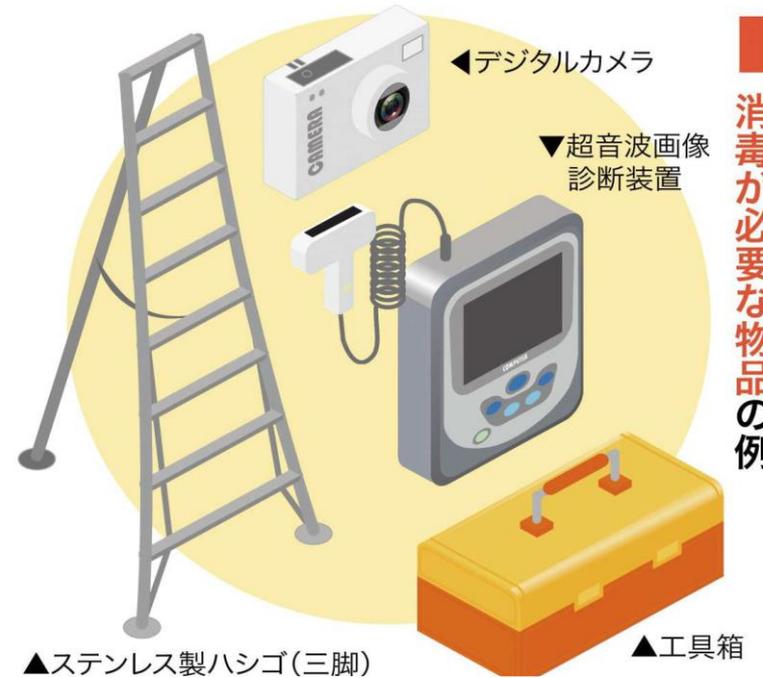


- ・ 区域内で車両から降りる場合は、ハンドル、アクセルパッド、ブレーキパッドを消毒し、シューズカバーを着用する



⑳ 他の畜産関係施設等で使用した物品を  
持ち込む際の措置

- ・ 他の農場等で使用した物品は、衛生管理区域へ持ち込まない
- ・ やむを得ず持ち込む場合は  
**洗浄・消毒**する



㉑ 安全な資材の利用

- ・ 大臣指定地域で収穫された農産物を飼料・敷料に利用する場合は、家保の指導を受けること
  - ・ 野生動物に荒らされた農産物や糞便に汚染された資材
- ㉠一定期間静置してから使用する
  - ① 汚染の程度、場合によっては使用を中止する

## ②② 畜舎に立ち入る者の手指消毒

- ・ 畜舎入口に消毒スプレーなどを設置する
- ・ 立ち入る者の手指を洗浄、消毒する

## ②③ 畜舎の入り口における靴の交換又は消毒

- ・ 畜舎では、その**畜舎専用の長靴**を着用する  
(ただし、畜舎間通路を通る移動では交換不要)
- ・ 靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄および消毒をおこなうこと
- ・ 着脱前後で物品が交差汚染しないように動線を分ける

前室（物置倉庫）設置事例



スノコ設置事例（交差汚染防止）

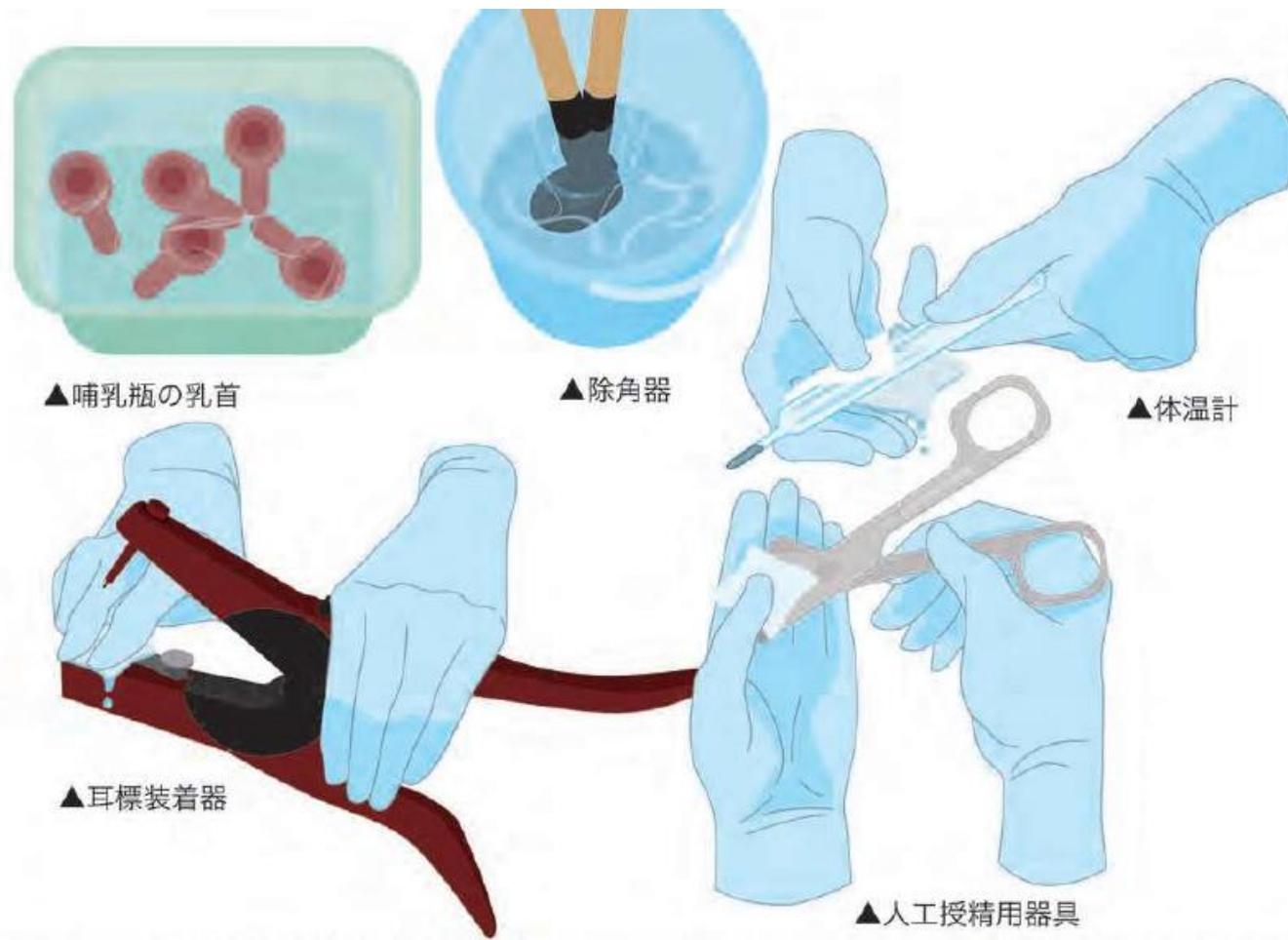


ボックスベンチ設置事例（交差汚染防止）



## ②④ 器具の定期的な清掃又は消毒等

- ・ 注射針： 1 頭 1 針
- ・ 人工授精用器具等： 1 頭ごとに交換・消毒



## ②⑤ 野生動物の侵入防止のための死体の適正保管

- 家畜の死体を保管する場合は、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じる

## ②⑥ 給餌・給水設備への野生動物の排泄物等の混入防止

- 飼料  
蓋付き容器やタンクに保管する  
飼槽を定期的に掃除
- 飲用水  
井戸水を利用する場合は貯水施設に蓋をする  
ウォーターカップを定期的に清掃



## ②⑦ ネズミと害虫の駆除

ネズミやハエは病原体を拡散させたり、畜舎内に持ち込む  
リスクあり

→殺鼠剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置などの対策

## ②⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

病原体拡散リスクがある野生動物が隠れる場所をなくす

→ ㊦不要な資材を処分し、整理整頓

①農場内の**定期的な除草**



②9 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

- ・ 衛生管理区域の出口付近で手指消毒を実施
- ・ III - ②②と同内容
- ・ 長靴が汚れている場合はしっかりと洗浄する

③0 衛生管理区域から退出する車両の消毒

II - ①⑨と同内容

③1 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

区域内で使用した物品を外部に持ち出す場合は消毒する  
家畜の死体や排泄物を持ち出す場合は、ブルーシートで  
覆うなど漏出を防止する

- ③② 特定症状が確認された場合の早期通報と出荷・移動の停止
- ・ 飼養家畜で**特定症状**を確認した場合は、直ちに家保へ通報
  - ・ 家畜、死体、畜産物、排泄物の**移動を停止**
  - ・ その他衛生管理区域内の物品を農場外に持ち出さない

こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

## 通報及び出荷・移動の停止!

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

通報!



口蹄疫

【宮崎県から提供】

① 39・0℃以上の発熱及び泡沫性  
流涎、跛行、起立不能、泌乳  
量の大幅な低下又は泌乳の停止  
があり、かつ、その口腔内、  
口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、  
乳頭又は乳房に水泡、びらん、  
潰瘍又は痂痕

② 同一の畜房内において、複数  
の家畜の口腔内等に水泡等

③ 同一の畜房内において、半数  
以上の哺乳畜が当日及び  
その前日の2日間において死亡

口蹄疫に  
関する情報

【農林水産省HP】  
詳細はこちら



③③ 特定症状以外の異状が確認された場合の  
出荷・移動の停止

**特定症状以外**の場合でも

死亡率の上昇や

異状（食欲不振・嘔吐・消瘦など）な家畜が増加した場合は、  
管理獣医師の診療か家保の指導を受ける

**監視伝染病が否定**されるまで

農場から家畜の出荷・移動を行わない

監視伝染病であることが**判明**した場合

家保の指導に従う

# 消毒薬について①

バイオセキュリティにおいて「消毒」は基本であり、多様な場面で消毒作業が行われています

「うちは消毒を徹底してるから・・・」という過信は禁物です！

以下について確認してみましょう！

 消毒薬の選択は合っていますか？

## ①病原体によっては効かない消毒薬があります

牛ウイルス性下痢ウイルスには効くが、口蹄疫ウイルスには効かないなど

## ②消毒の対象物によって向き不向きがあります

金属腐食性があるので車両消毒に不向きなど

→次スライドの表を参考に  
有効な消毒薬を選択しましょう

### 消毒薬の種類

		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
<b>病原体の種類</b> △○ ……効果有 ……効果弱 ×……効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(膜有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(膜無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
<b>消毒対象</b> △○ ……適用 ……状況・消毒薬種類により不適 ×……不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など

ウイルス(膜有) --- RSウイルス、牛伝染性鼻気管炎(IBR)ウイルスなど

芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など

ウイルス(膜無) --- 口蹄疫ウイルス、ロタウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休業期間が発生するおそれがあるため、使用にあたっては販売業者や獣医師に相談しましょう

# 消毒薬について②

 消毒薬の効果を最大限引き出していますか？

## ①異なる消毒薬を混合してませんか？

消毒液はpHの影響を受けるものが多く、混ぜると効果が低減したり、有毒ガスが発生する場合があります

## ②消毒薬をいい加減に希釈してませんか？

消毒薬には用途に応じて適切な希釈倍率が定められています。用法用量どおり希釈できているか、従業員を含め確認しましょう

## ③糞尿などの汚れをしっかりと落として消毒してありますか？

有機物存在下では消毒効果が激減します

# 消毒薬について③

👉 消毒時にさらに注意すること

## ① 作用時間を長めに！

1分未満では効果が限定的

くぐらせるのではなく、浸漬させる

## ② 冬場は要注意！

5°C以下では効果が下がる消毒液が多い

影響を受けにくい消毒薬を選択するか、濃度を濃くする

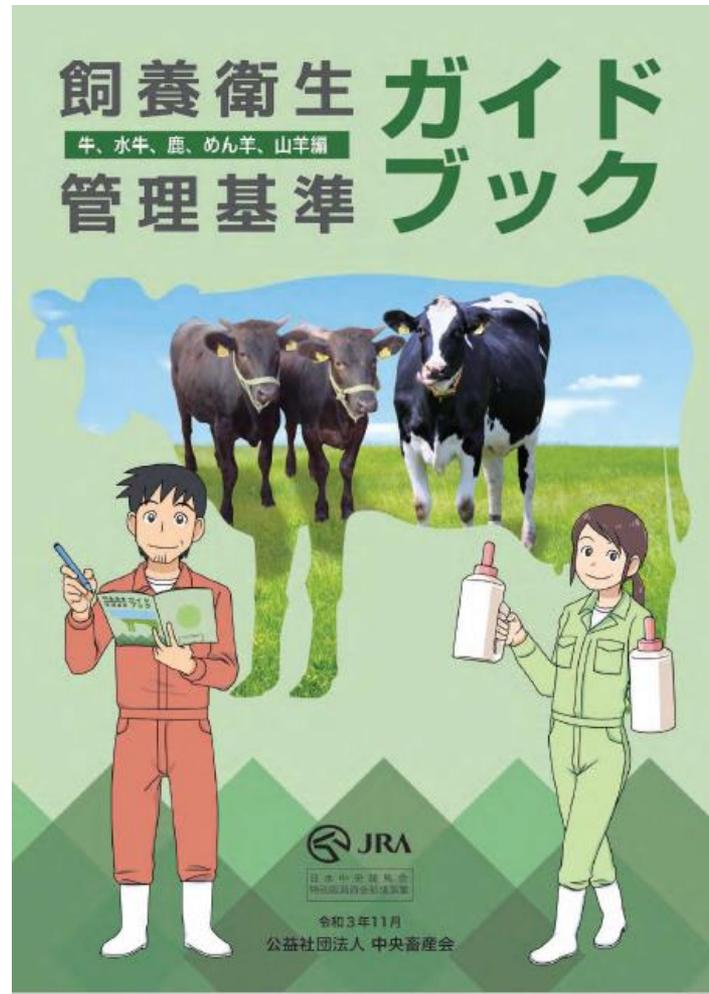
## ③ 場面に応じて濃度調整！

有機物存在下で効果が下がる消毒液が多い

用法用量の中で最大濃度の消毒液を作成する

# 参考にしていただきたい刊行物

※HPで公開されています



「飼養衛生管理基準ガイドブック 牛、水牛、めん羊、山羊編」  
飼養衛生管理基準ガイドブック制作委員会